

つくしだより



令和元年5月号

JDF地域フォーラムin東京
「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」説明会

都連理事 安藤 万寿代

2019年3月28日(木)新宿区立障害者福祉センターで、開催されました。講師は松川邦夫氏(東京都福祉保健局・障害者施策推進部・計画課課長代理)のお話です。本日は当事者の方、家族の方が多数集まり、手話通訳や要約筆記もありました。

昨年10月1日、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例によって、相談・紛争解決の仕組みが整備されたり、事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。3月で条例施行半年になります。今回はあらためて、東京都の担当職員・松川氏は条例とその施行状況について説明をされ、会場の皆様からの質問に答えられました。

この条例は、誰もが共生する社会を目指して制定しました。

1、「合理的配慮の提供」の義務化。障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消

の取り組みを一層進めるため、義務としました。不当な差別的取扱いとは、正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすることなどをいいます。障害を理由として、入店を拒否することは不当な差別的取扱いに該当します。補助犬の入店拒否は禁止されています。合理的配慮の提供とは、障害者から手助けや必要な配慮についての意思が伝えられた時、負担が重過ぎない範囲で対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすることを言います。筆談・手話・読み上げ・スマホ・タブレット端末など、ご本人にあった方法でコミュニケーションを取ること、合理的配慮の提供と言えます。

2、紛争解決の仕組みを整備します。相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。あらたに調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みです。

3、広域支援相談員を設置します。広域支援相談員を東京都に設置します。広域支援相談員は障害者差別に関する相談を、障害者や関係者から

だけでなく、民間事業者からも受け付けます。相談員の採用には、資格が必要です。取扱いは、東京都障害者権利擁護センターです。

○障害者差別解消支援地域協議会
平成28年6月に設置され、年2〜3回開催しています。会議には障害当事者・学識経験者・事業者・医療・福祉・教育機関等で34人がいます。実例を基にした情報の共有、普及啓発・研修の検討をしています。

○成立の経緯
平成18年 国連総会

「障害者権利条約」採択
平成23年 「障害者基本法」改正

平成25年 「障害者差別解消法」
成立

平成26年 「障害者権利条約」批准
平成28年 「障害者差別解消法」
施行

○法の対象者
・障害者手帳の所持者に限らない
・障害及び社会的障壁により、継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある者

「障害者差別解消法ハンドブック」があり、区市町村役所の窓口にあります。

参加して

都連会長 眞壁 博美

4月10日(水)の午後、東京都精神科病院協会創立70周年記念式典・祝賀会が明治記念館にて開催されました。当日は、真冬に戻ったような冷たい雨の降る生憎のお天気でしたが、会場はお祝いの熱気に満ちていました。

式典に先立ち、記念講演がありました。「アメリカの弁護士からみた日本人の考える人権について」という演題で、ケント・ギルバート氏(カリフォルニア州弁護士・著述家)が講師でした。特に印象に残っていることを紹介します。

まず、1776年7月4日に採択された「アメリカ独立宣言」にふれ、「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福追求権を含む不可侵の権利を与えられている」という理念について語りました。ここでいう自由は、主に政治的自由のことを指しており、日本は安定を求める傾向が強く、アメリカ人の自分から見ると自由が少ないと思うとのことでした。

「アメリカ独立宣言」以降、少しずつ人権に関する法律が進化し、1964年に制定された「公民権法」は、人種・性別・出身国・宗

教による差別禁止をしました。さらに、1990年7月に「障害を持つアメリカ人法」が制定され、障害を持つ人が米国社会に完全に参加できることを保証しました。この法律には、「合理的配慮」についても書かれていま

す。また、事業者は、面接の際に、応募者に対して障害の有無やその状況や重度を尋ねてはなりません。応募者には、「この仕事はできますか?」と訊いて、「できます」と返事があつたら採用するのだそうです。アメリカでは就労するとき、履歴書に書いていけないことは、「写真、性別、年齢、家族構成、身体的・精神的障害」なのだそうです。日本で当たり前に思っていることが、国によってずいぶん違いがあるなど改めて感じました。

家族会の現状について

2018年10月の単会調査から見てくるもの

都連副会長 植松 和光

昨年の10月に各単会にご協力をいただき各単会の財政状況を中心にした調査を行いました。

まず、①会員の構成ですが家族が83%と最も多く、次に賛助会員の13%で残りが当事者でした。これは、家族会ですから当然の結果です。

②次に1単会当たりの会員数ですが一番多いのが、20名から39名の34%でした。二

番目に多かったのが、5名から19名の22%、三番目が60名から89名の17%で、平均すると30名程度の会が多いことです。そして、100名以上の会も10%あり、家族会活動の違いが数字で表れています。

③次に、各家族会の年会費の額ですが、3千円から4千円が45%と約半数を占めています。次に多かったのが6千円台が21%でした。一番少額な会費は300円、一番多かったのが1万円でした。

④次に、単会の収入の種類ですが、補助金等の収入額64%と会費収入を上回っています。これは、各家族会が地方公共団体や社会福祉協議会、共同募金会等から各種講演会、学習会事業に助成金を受け実施している、また、家族会事務所への家賃補助を受けていることがわかりました。さらに、補助金等の内訳をみると、補助金が61%、助成金が24%、寄付金が15%となっています。

以上、調査の概略を書きましたが、特徴としてみられるのが、会員一人当たりの年会費が約3千円と家族への負担をあまり求めないことです。また、会員数は約30名と規模があまり大きくないことです。最後に単会の収入の全体に占める割合が補助金等が会費収入を大きく上回り、会費だけに依存しない財政状況になっていることです。

今後、調査の詳細を皆様にお知らせいたします。



「令和の時代」と「精神障がい者の家族」

都連副会長 本田 道子

平成の時代に発症し令和の時代を生きてゆく我が家の息子はこれからどんな時代を生きてゆくことになるのでしょうか。

昨日までの社会が5月1日になったからといって急に変わるなんてことはありません。人間の意識や考え方のしくみがある日を境に急には変わってはいけません。私たちの意識、「世間」や「社会」の意識は長い間の積み重ねででき上ってきたもの。ある日を境に急に「やさしく」なる、なんてことはありえない、のです。

そんなこと、は、わかっていきます。ええそうです。どなたもご存じのことです。では、どうしたら社会を、世間を変えてゆけるのでしょうか。

「障害者にやさしく」という魔法の粉が必要です。この魔法の粉を私たち家族が手にいれることができれば。なんとすばらしいことでしょう。魔法の粉を手にする方法はたった一つ。

障害者本人が自分で声を出して「社会」に「世間」に「私の病気はこんな病気です」「こんなところが障害です」と言い続ける、わか

ってもらう、理解してもらおうこと、ではないか、とおもいます。

本人が直接訴えること。それがなよりの魔法の粉、なのだと思います。

でも実際にはなかなか難しい。ならば一番身近にいる家族、が説得力をもつ、のではないのでしょうか。

生きてゆく、ただそれだけのことが「とても困難になっている」ことのあれや、これや。ていねいにわかりやすく、正確に。何度でも繰り返し、

それが令和の時代にも私たち家族ができること。魔法の粉は私たちの手の中にあるのです。



或る日の相談室で

都連理事 小澤 輝江

桜がほころび始めた春の午後、苦渋と不安に疲れ果てた男性が、私が所属して相談を担当している家族会の相談室を訪れた。

男性の重い口から発する言葉は「実は昨年の春、急に妻の様子がおかしくなり3軒目のクリニックでやっと統合失調症と診断された。今現在は都立病院に入院している。」と沈んだ様子で話し始めた。「妻の理解できな

い行動に家族は振り回され、つくづく困り果てた。精神の病気のことを相談する場所がきつとどこかにはずだと探し続けた。市の障害福祉課に種々の申請に行っても教えてくれない。医者は病名と症状を伝えるだけで、家族の苦悩をじっくり聞いてくれない。」と話し続ける。

この男性の苦悩の姿こそ、28年前の私の姿であった。思い悩み、死を選ぼうとした私の一縷（いちる）の希望も与えず、この病気に対する差別と偏見の中で生き続けています。

この男性の質問に対する答えとして

1 家族自身も精神の病気にたいする差別と偏見を払拭しましょう。

2 一番ができていれば、この病気の回復の見通しは明るい。

3 陽性症状が治まったなら、できるだけ早い時期に社会と接触させ、孤立させない。

彼は最後に満面の笑みを浮かべて帰られた。

精神の病気に対する偏見は、家族、当事者、医療者、社会にある。これを無くすには一人一人がわが身にある偏見と差別を自覚することではないだろうか。

いま現在、私は幾多の紆余曲折を経て、相談員として家族の皆さまの一助になれるよう、日々努力している。

「2019年評議員会とシンポジウム」

のお知らせ

日時 2019年6月21日(金)

会場 世田谷区烏山区民会館

評議員会 10時～12時

シンポジウム 13時半～15時半

テーマ 誰でも安心して住める地域社会

コーディネーター 増田 一世氏

(やどかりの里)

シンポジスト 当事者・家族・支援者

毎年、評議員会の後は講演会を行っています。今年も、今年もシンポジウムを開きます。

親の高齢化と当事者の高齢化が進んでいる今、地域生活する上で家族、当事者は何を心配し、また不安に思っているかを話し合い、支援者と共に安心して生活できる地域社会をどのようにしたら実現できるか？を考えていきたいと思っています。

一人暮らしで地域で生活している当事者が増えています。また親も子と離れて一人暮らしをしています。経済的にも精神的にも辛い生活が考えられます。どうしたら、安心して生活ができるかをみなさまと一緒に考え、その実現を目指したいと思っています。

(都連理事 川崎)



講演会のお知らせ

☆5/25(土)26(日) 生きやすさへのヒントとしての関係性

主催:こころのバリアフリー研究会

会場:NTT東日本関東病院 本棟4Fカンファレンスルーム 地階ボヤール

講師:東邦大学医学部精神神経医学講座 水野 雅文氏

詳細・申し込みはホームページ: <http://jsbfm.com/>

☆6/8(土) 発達障害の理解と対応、精神疾患との関連

講師:大泉病院診療部長・精神科医 木崎 英介氏

会場:新宿区立障害者福祉センター 主催:新宿フレンズ ☎03-3987-9788

※参加申込み・お問合せは、主催者までお願いします。

☆ 賛助会費 ☆
廻田クリニック様 10000円
ありがとうございます



編集後記

5月、さつきの花や藤の花がことのほか美しく咲き、大変爽やかな季節になりました。私の会「狛江さつき会」家族会は、5月に誕生しましたので、「狛江さつき会」と名付けて31年になりました。先輩方の志を受け継ぎ、年月を重ねることは、多くの皆様のご尽力とご理解の賜物です。先日、31回目の総会が終了して、新年度がスタートしました。会員皆様の創意工夫で、会を盛り上げようと思います。

5月1日から年号が変わり、「令和」となりました。つい先ほどの「平成」が過去となり、一抹の寂しさを感じます。精神障がい者と家族にとって、様々の法律と向き合い、今日に至りました。新しい時代「令和」に、障がい者と家族に一層の光を願います。

長い連休を利用して、猫の額ほど狭い庭に、今年も野菜の苗を植えました。枝豆3本、トマト1本、なす1本、ピーマン1本、グリーンカーテン用にゴーヤ2本です。昨年は、可愛いがり過ぎて水を多く上げ、枯らしました。今年は注意して、苗と向き合いながら、水・追肥・支え棒をします。何かを育てることは、当事者を支えることと似ていると思いました。

つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。